

土浦市分別収集計画

(令和5年度～令和9年度)

令和4年6月策定

土 浦 市

目次

1	計画策定の意義	2
2	基本的方向	2
3	計画期間	2
4	対象品目	2
5	各年度における容器包装廃棄物の排出量の見込み（法第8条第2項第1号）	3
6	容器包装廃棄物の排出の抑制を促進するための方策に関する事項（法第8条第2項第2号）	3
7	分別収集をするものとした容器包装廃棄物の種類及び当該容器包装廃棄物の収集に係る分別の区分（法第8条第2項第3号）	5
8	各年度において得られる分別基準適合物の特定分別基準適合物ごとの量及び法第2条第6項に規定する主務省令で定める物の量の見込み（法第8条第2項第4号）	6
9	各年度において得られる分別基準適合物の特定分別基準適合物ごとの量及び法第2条第6項に規定する主務省令で定める物の量の見込みの算定方法	7
10	分別収集を実施する者に関する基本的な事項（法第8条第2項第5号）	7
11	分別収集の用に供する施設の整備に関する事項（法第8条第2項第6号）	7
12	その他容器包装廃棄物の分別収集の実施に関し重要な事項（法第8条第2項第7号）	9

土浦市分別収集計画

令和4年6月28日

1 計画策定の意義

本市は、第9次土浦市総合計画において、「夢のある、元気のある土浦」を将来像として掲げ、廃棄物に関する具体的施策として第3次土浦市ごみ処理基本計画を策定した。この基本計画では、「市民、事業者、行政が“一歩踏み出した行動”で循環型社会を実現するまち つちうら」の基本理念のもと、「ごみ処理の適正化とリサイクルの推進」を重要課題として位置付けた。

私たちが快適でうるおいのある生活環境を創造するためには、「大量生産・大量消費・大量廃棄」型の社会経済・ライフスタイルを見直し、「循環型社会」を形成していく必要がある。そのためには、社会を構成する主体それぞれの立場でその役割を認識し、履行していくことが重要である。

土浦市清掃センター焼却施設については、平成28年度から平成30年度に焼却炉の交換・改修を行い、施設の延命化を図った。

また、土浦市一般廃棄物最終処分場は、平成12年の供用開始から当初平成27年に埋め立て完了が予定されていたが、ごみ量の減少により延命化され、残余容量が概ね10年分と予測する。しかしながら、新処分場の整備には相当な困難が予想されることから、さらなるごみ減量化とリサイクルを推進し、延命化を継続する必要がある。

このような状況のなか、本計画は、容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律（以下、「法」という。）第8条に基づき容器包装廃棄物を分別収集し、地域における容器包装廃棄物の3R（リデュース、リユース、リサイクル）を推進し、最終処分量の削減を図る目的で、市民・事業者・行政それぞれの役割や、具体的な推進方策を明らかにし、これを公表することにより、すべての関係者が一体となって取り組むべき方針を示したものである。

本計画において、容器包装廃棄物の3Rを推進することによって、廃棄物の減量や最終処分場の延命化、資源の有効利用が図られ、循環型社会の形成が図られるものである。

2 基本的方向

本計画実施にあたっての基本的方向を以下に示す。

- (1) 廃棄物の発生抑制、再使用、リサイクルを基本とした地域社会づくり
- (2) 容器包装を含め、資源価値のある廃棄物のリサイクル強化
- (3) 環境教育の推進
- (4) 三者（市民・事業者・市）間の適正な役割分担及び協力体制を構築し、一体となった環境負荷の低減

3 計画期間

本計画の計画期間は、令和5年4月を始期とする5年間とし、令和7年度に見直す。

4 対象品目

本計画は、容器包装廃棄物のうち次のものを対象にする。

- ・スチール製容器 ・アルミ製容器 ・ガラス製容器（無色、茶色、その他） ・段ボール
- ・ペットボトル ・プラスチック製容器包装

なお、容器包装廃棄物のうち、飲料用紙製容器及び紙製容器包装については、以下の理由により対象外とする。

- ・飲料用紙製容器：廃品回収及びスーパー等での店頭回収による民間でのリサイクルが普及しており、市による分別収集を行うよりも効率がよい。
- ・紙製容器包装：「ざつ紙」の区分において、雑誌類等とともに分別収集（ただし、食品残渣が残留しやすいもの等古紙としての再利用に適さないものを除く。）していること及び廃品回収においても同様の取り扱いであることから、さらなる分別品目の細分化になじまない。

5 各年度における容器包装廃棄物の排出量の見込み（法第8条第2項第1号）

	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度
容器包装廃棄物	10,341t	10,177t	10,042t	9,979t	9,915t

算定方法

$$\boxed{\begin{array}{c} \text{容器包装廃棄物排出量} \\ \text{の見込み} \end{array}} = \boxed{\begin{array}{c} \text{容器包装算定} \\ \text{対象廃棄物量} \\ \text{(D)} \end{array}} \times \boxed{\begin{array}{c} \text{容器包装算定対象廃棄} \\ \text{物量に占める容器包装} \\ \text{廃棄物の比率}(\alpha) \end{array}}$$

(D)：令和3年度の実績値を基に計画期間内における年度ごとの廃棄物量を算定した。

	R3	R4	R5	R6	R7	R8	R9
ごみ発生量	49,017t	47,859t	47,370t	46,623t	46,004t	45,713t	45,423t
子ども会廃品回収量	1,035t	1,010t	1,000t	984t	971t	965t	959t
算定対象廃棄物量(D)	47,982t	46,849t	46,370t	45,638t	45,033t	44,748t	44,464t

(α)：環境省が平成28年度から令和2年度に実施した一般廃棄物の組成調査の結果から得られた各市別のごみ排出量に占める容器包装廃棄物の平均値（令和4年5月環境省環境再生・資源循環局 総務課リサイクル推進室 発行「市町村分別収集計画策定の手引き（十訂版）」33ページ表2-3-1から、令和2年度容器包装全体の平均値「22.3%（湿重量割合）」を使用。

6 容器包装廃棄物の排出の抑制を促進するための方策に関する事項（法第8条第2項第2号）

容器包装廃棄物の排出抑制のため、以下の方策を実施する。

(1) 容器包装廃棄物の発生及び排出抑制の推進

- ・買い物袋の持参や過剰包装の自粛
市民に対して、買い物に行く際には、買い物袋持参を勧めるマイバック運動を推進し、過剰包装を断るなどの協力を要請し、「ごみを買わない意識」の定着を図る。
- ・使い捨て商品使用の自粛や再生商品利用の促進
使い捨て商品や、無駄なものの購入をやめること、再生品の利用が促進されるよう、効果的な取り組みや場の提供を行う。
- ・店頭回収の活用促進
家庭から排出される資源化が可能な容器包装廃棄物について、事業者が自主的に取り組む店頭回収の普及拡大に努め、市民が効果的に活用できるよう、情報提供の促進を図る。

(2) 教育・啓発活動の強化充実

・情報の提供や交換

容器包装廃棄物のみならず廃棄物全般への理解と協力を得るため、広報紙・インターネット・ツイッター等の手段を用い、積極的な情報提供を図る。また、関係団体等との情報交換を図り、より効果的な諸施策の運用に努める。

・学校教育での取り組み

「児童・生徒」に対して、ごみへの意識強化を図るため、社会科副読本「わたしたちのくらしとごみ」の配布や説明講演などを継続して行うなど、学校との連携を深めつつ、学校教育の中で環境問題への取り組みを強めていく。

・地域との連携強化

地域住民や地域組織との連携を強化し、廃棄物問題を地域の課題でもあるとの認識を持ってもらい、行政と一体となった取り組みを図る。

・対話集会等の充実

行政からの一方的情報伝達だけでなく、直接住民と対話するようなイベントやキャンペーンなどの機会を充実させることにより、市民と市との交流を深めつつ、情報の共有化や相互理解を図る。

(3) 三者（市民・事業者・市）間の適正な役割分担と協力

廃棄物の発生及び排出抑制・資源化の促進のため、市民・事業者・市それぞれが共通認識をもって、相互理解のもとに適正な役割分担と協力を図る。またそれに必要な支援や施策を展開していく。

(4) 廃棄物減量等推進審議会及びさわやか環境推進員

・廃棄物減量等推進審議会

廃棄物の減量化・リサイクルの推進への具体的方策を検討するため、市の諮問に応じ、様々な課題について審議・答申をしている。

平成 8 年 8 月 発足

委員数 15 名

任期 2 年

・さわやか環境推進員

さわやか環境推進員は、地域の環境美化推進、ごみ減量化運動や資源化運動の推進、ごみ出しマナーやごみ分別排出の指導のため、地域の中で活動をしている。行政ではこの推進員を対象に全体研修会を開催し、情報の提供を行うことで、よりよい街づくりとごみ行政の推進を図ることとしている。

平成 7 年 11 月 発足

現任推進員委嘱者数 471 名

任期 2 年

(5) その他必要な方策の検討

容器包装物をはじめとする廃棄物は、技術の進歩や消費者動向などにより、その形態や素材等を変化させ、ますます複雑多様化している。また個人や社会の意識も変化しており、行政もそれに対応し得る方策の展開が求められる。

このようなことから、積極的に情報収集を図り、時代の要請を捉えながら、必要かつ有効な方策の検討を行っていく。

7 分別収集をするものとした容器包装廃棄物の種類及び当該容器包装廃棄物の収集に係る分別の区分（法第8条第2項第3号）

最終処分場の残余容量及び再商品化計画等を総合的に勘案し、分別収集をする容器包装廃棄物を下表左欄のように定める。

また、市民の協力度、土浦市が有する収集機材、選別施設等を勘案し、収集に係る分別の区分は下表右欄のとおりとする。

分別収集をする容器包装廃棄物の種類	収集に係る分別の区分
主としてスチール製の容器 主としてアルミ製の容器	缶
主としてガラス製の容器 無色のガラス製容器 茶色のガラス製容器 その他のガラス製容器	ビン (無色、茶色、緑色、その他の色)
主として段ボール製の容器	ダンボール
主としてポリエチレンテレフタレート (PET) 製の容器であって飲料又はしょうゆ等を充 てんするためのもの	ペットボトル
主としてプラスチック製の容器包装であっ て上記以外のもの	容器包装プラスチック

8 各年度において得られる分別基準適合物の特定分別基準適合物ごとの量及び法第2条第6項に規定する主務省令で定める物の量の見込み（法第8条第2項第4号）

	令和5年度		令和6年度		令和7年度		令和8年度		令和9年度	
主としてスチール製の容器	132t		130t		128t		128t		127t	
主としてアルミ製の容器	162t		159t		157t		156t		155t	
無色のガラス製容器	(合計) 275t		(合計) 270t		(合計) 267t		(合計) 265t		(合計) 264t	
	(引渡) 0t	(独自処理) 275t	(引渡) 0t	(独自処理) 270t	(引渡) 0t	(独自処理) 267 t	(引渡) 0t	(独自処理) 265t	(引渡) 0t	(独自処理) 264t
茶色のガラス製容器	(合計) 211t		(合計) 208t		(合計) 205t		(合計) 204t		(合計) 203t	
	(引渡) 0t	(独自処理) 211t	(引渡) 0t	(独自処理) 208t	(引渡) 0t	(独自処理) 205t	(引渡) 0t	(独自処理) 204t	(引渡) 0t	(独自処理) 203t
その他のガラス製容器	(合計) 139t		(合計) 136t		(合計) 135t		(合計) 134t		(合計) 133t	
	(引渡) 139t	(独自処理) 0 t	(引渡) 136t	(独自処理) 0t	(引渡) 135t	(独自処理) 0t	(引渡) 134t	(独自処理) 0t	(引渡) 133t	(独自処理) 0t
うち緑色のガラス製容器	(合計) 105t		(合計) 103t		(合計) 102t		(合計) 101t		(合計) 100t	
	(引渡) 105t	(独自処理) 0t	(引渡) 103t	(独自処理) 0t	(引渡) 102t	(独自処理) 0t	(引渡) 101t	(独自処理) 0t	(引渡) 100t	(独自処理) 0t
うちその他の色のガラス製容器	(合計) 34t		(合計) 33t		(合計) 33t		(合計) 33t		(合計) 33t	
	(引渡) 34t	(独自処理) 0 t	(引渡) 33t	(独自処理) 0t	(引渡) 33t	(独自処理) 0t	(引渡) 33t	(独自処理) 0t	(引渡) 33t	(独自処理) 0t
主として段ボール製の容器	461t		454t		448t		445t		442t	
主としてポリエチレンテレフタレート（PET）製の容器であって飲料又はしょうゆ等を充てんするためのもの	(合計) 303t		(合計) 298t		(合計) 294t		(合計) 292t		(合計) 290t	
	(引渡) 303t	(独自処理) 0 t	(引渡) 298t	(独自処理) 0 t	(引渡) 294t	(独自処理) 0t	(引渡) 292t	(独自処理) 0t	(引渡) 290t	(独自処理) 0t
主としてプラスチック製の容器包装であって上記以外のもの	(合計) 1,080t		(合計) 1,063t		(合計) 1,049t		(合計) 1,042t		(合計) 1,036t	
	(引渡) 1,080 t	(独自処理) 0t	(引渡) 1,063 t	(独自処理) 0t	(引渡) 1,049 t	(独自処理) 0t	(引渡) 1,042 t	(独自処理) 0t	(引渡) 1,036 t	(独自処理) 0t

《特記事項》

- ① ここに示す量については、市で実施する分別収集における資源化量の見込みであって、子ども会廃品回収等による集団回収は含まない。

9 各年度において得られる分別基準適合物の特定分別基準適合物ごとの量及び法第2条第6項に規定する主務省令で定める物の量の見込みの算定方法

特定分別基準適合物ごとの量及び法第2条第6項に規定する主務省令で定めるものの量の見込み
＝直近年度の分別基準適合物等の資源化実績×人口変動率

また、人口変動率は、第3次土浦市ごみ処理基本計画の人口推計を参考に、次のとおり設定した。

令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度
136,705人 (対前年度比) 96.4%	134,916人 (対前年度比) 98.7%	133,126人 (対前年度比) 98.7%	132,285人 (対前年度比) 99.4%	131,144人 (対前年度比) 99.4%

10 分別収集を実施する者に関する基本的な事項（法第8条第2項第5号）

分別収集は、原則として市が委託した収集運搬業者にて定期的に行う。

紙類、プラスチックについては、集積場から受入先へ直接搬入する。

子ども会等により集団回収されている品目については、引き続き集団回収を実施することとする。

分別収集する 容器包装の種類		収集に係る 分別の区分	収集・運搬段階	選別・保管等段階
金属	スチール製容器	缶	委託業者による 指定日回収	市が選別し、 市が保管
	アルミ製容器			
ガラス	無色のガラス製容器	ビン（無色）	委託業者による 指定日回収	市民が選別し、 市が保管
	茶色のガラス製容器	ビン（茶色）		
	その他のガラス製容器	ビン（緑色）		
		ビン（その他の色）		
紙類	段ボール	ダンボール	委託業者による 指定日回収	市民が選別し、 再資源化業者へ直送
プラスチック	ペットボトル	ペットボトル	委託業者による 指定日回収及び 拠点回収	市民が選別し、 委託業者の施設に保管
	その他のプラスチック製容器包装	容器包装プラスチック	委託業者による 指定日回収	市民が選別し、 委託業者の施設に保管

11 分別収集の用に供する施設の整備に関する事項（法第8条第2項第6号）

スチール製容器、アルミ製容器については、粗大ごみ処理施設で選別・一時保管を行う。

ガラス製容器については、ストックヤードで4種に選別・一時保管を行う。

段ボール、ペットボトル、その他のプラスチック製容器包装については、収集委託業者により集積場から引受先へ直接搬入する。

分別収集の用に供する施設整備計画

分別収集する 容器包装の種類	収集に係る分別の 区分	収集容器	収集車	中間処理
スチール製容器	缶	プラスチック カゴ	パッカー車	ストックヤード 屋外 40 m ³ 圧縮・保管
アルミ製容器				
無色のガラス製容器	ビン (無色)	プラスチック コンテナ	平ボディ車	ストックヤード 屋外 158 m ³ 圧縮・保管
茶色のガラス製容器	ビン (茶色)			
その他のガラス製容器	ビン (緑色)			
	ビン (その他の色)			
段ボール	ダンボール	十文字に縛る	パッカー車	民間処理施設
ペットボトル	ペットボトル	袋又は専用回収 ボックス	パッカー車	民間処理施設
その他のプラスチック 製容器包装	容器包装プラスチ ック	袋	パッカー車	民間処理施設

12 その他容器包装廃棄物の分別収集の実施に関し重要な事項（法第8条第2項第7号）

分別収集計画が円滑に推進しかつ実効あるものとするため、次の取り組みを進める。

(1) 地域での活動活性化とその支援

地域組織である「地区市民委員会環境部」や、さわやか環境推進員による活動が活性化するための必要な支援を行う。

また、子ども会等の集団回収を促進するための奨励金交付の支援を行う。

自治会による市分別収集への協力に対しては、還元金交付や分別収集機材の貸与を行う。

(2) 減量化・資源化等についての審議検討

土浦市廃棄物減量等推進審議会を中心に、新たな施策の検討を含め、廃棄物の適正処理と容器包装廃棄物の減量化・資源化等について、審議研究を進める。

(3) ごみ減量化のための啓発事業の推進

市民・事業者のごみ減量とリサイクルに対する意識の向上を図るため、広報活動等の啓発事業を推進していく。

(4) 収集形態及び収集頻度の一部見直し

品目ごとの収集形態や収集頻度を見直し、リサイクルの飛躍的前進を可能にする新たな収集体制を構築していく。

(5) 進行状況の評価

毎年度、分別収集計画記録記載事項の実績を確認、記録し、3年後の計画改訂時には、その記録を基に事後評価を行うこととする。

(6) その他

今後、複雑多様化する容器包装廃棄物問題や、ごみ減量化・資源リサイクル推進に対処するため、積極的な情報収集を図るとともに、新たな事象に適切に対応し得る体制を整備する。また、本計画の円滑な推進と実効あるものとするには、市民・事業者・各種団体等の理解と協力が不可欠であることから、積極的に働きかけて、市全体での取り組み実現を目指す。